

保 高 発 0329 第 1 号
令 和 4 年 3 月 29 日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長

」 殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長
（ 公 印 省 略 ）

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令
第 6 条第 9 号に関する交付基準について

令和 4 年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成 19 年厚生労働省令第 141 号。以下「算定省令」という。）第 6 条第 9 号の規定による交付基準及び申請額の算定方法等について、別紙「令和 4 年度特別調整交付金交付基準（算定省令第 6 条第 9 号関係）」（以下「交付基準」という。）のとおり定めたので、内容について御了知いただくとともに、都道府県後期高齢者医療主管課（部）におかれては、管内市町村後期高齢者医療主管課（部）（特別区を含む。）に対して周知を図り、適切な対応について御配慮願いたい。

なお、主な変更点及び連絡事項は下記のとおりであり、事業計画等の提出方法、期限等については別途連絡する。

記

1 「事業区分Ⅰ 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施」について

「1 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施の財政支援」に係る経費については、「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施等に係る令和 4 年度特別調整交付金交付基準案の送付について」（令和 3 年 12 月 24 日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）で示した内容に加え、Q&A に問 6（複数の市町村による基本的な方針の策定について）及び問 13（離島、へき地における企

画・調整等を担当する医療専門職の職種について）を追加した。

2 「事業区分Ⅲ 14 窓口負担の見直しに伴う経費」について

窓口負担の見直しに伴う下記の経費について対象とする。

① 周知広報関係の経費

窓口負担の見直しに当たって、令和4年度に後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が実施する周知広報に要する以下の経費において、基本的に実績額の10割分の金額について対象とする。

- ・ 市町村広報誌等における周知広報に要する経費
- ・ 医療機関等に対する周知広報に要する費用
- ・ コールセンターの設置に要する費用

② 被保険者証の2回交付等に係る経費

「後期高齢者医療の窓口負担割合の見直しに伴う令和4年度における被保険者証の交付の取扱い等について」（令和4年1月4日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）に沿って広域連合が実施した被保険者証の再交付（通常の年次更新とは別に、施行日前に行うものをいう。）等に要する経費において、基本的に実績額の10割分の金額について対象とする。

③ 高額療養費の事前申請受付に係る経費

「後期高齢者医療の窓口負担割合の見直しに係る高額療養費の事前申請（口座登録の事前勧奨）の取扱いについて」（令和3年10月25日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）に沿って広域連合が実施した、高額療養費の事前申請に係る経費において、基本的に実績額の10割分の金額について対象とする。（ただし、当該年度の4月1日現在の被保険者数に応じて、交付限度額を設ける。）

3 「事業区分Ⅲ 15 標準システムの改修等に係る経費」について

公益社団法人国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）が国の委託を受けて開発し、配付している標準システムについて、「令和4年度後期高齢者医療広域連合電算処理システム共同事業実施要領」に基づき、広域連合及び国保中央会が共同して行う事業の実施に要する経費を対象とする。

4 「交付方法」について

交付基準の特別調整交付金については、別表の事業区分に従い交付することとする。